

告 示

埼玉県告示第二百二十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第一項第一号の規定により、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設を次のとおり登録した。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 養成施設の名称及び所在地

十文字学園女子大学人間生活学部食品開発学科

埼玉県新座市菅沢二丁目一番二十八号

二 登録年月日

令和二年三月二日